

野田市道路照明灯L E D化事業

公募型プロポーザル仕様書

令和6年9月
千葉県野田市

1. 業務名

野田市道路照明灯L E D化事業

2. 業務実施場所

野田市全域

3. L E D照明導入の対象とする照明

野田市（以下「本市」という。）が設置している道路照明（以下「道路照明等」という。）約900灯とする。

4. 業務期間 契約締結の日から令和16年3月31日まで

5. 業務内容

本市が設置している道路照明等約900灯を対象に、L E D導入調査業務結果を踏まえたL E D照明導入計画に基づき、L E D照明機器の導入（機器の取付工事及び維持管理を含む。）を行う。

（1）業務計画書の提出

- ① 受託者は本業務を合理的かつ能率的に遂行するため、工程毎の業務計画書を契約締結日から25日以内に作成の上、本市に提出し、承認を得ること。
- ② 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア 検討業務内容
 - イ 業務遂行方針
 - ウ 工程表
 - エ 業務実施体制及び組織図
 - オ 業務責任者、担当者一覧表及び経歴書
 - カ その他本市が必要とする事項

（2）L E D照明への取替え工事に係る業務

- ① 機器の設置工事に係る交通規制等の安全対策については、関係機関との協議の上で決定すること。
- ② 電力会社に申請している電灯料金請求区分（ワット数）の変更に関しては、次の3点の資料を本市に提出すること。
 - ア 設置機種ワット数がわかる書類
 - イ 施工証明書兼電気設備図面
 - ウ 電気使用申込書

- ③ L E D照明への取替え後における道路照明等の全景及び近景（管理番号が確認できるもの）の写真撮影を行うこと。
- ④ 取り外した既存の照明機器は、受託者が責任を持って処理すること。
- ⑤ 工事に係る瑕疵については、本市は関与しない。
- ⑥ 工事については、市内事業者を積極的に活用すること。
- ⑦ 腐食や傾きなど、老朽化の著しい既設鋼管柱等については、本市と受託者でその対応策等を協議の上、決定するものとする。

(3) 維持・管理に係る業務

- ① 受託者は、事業期間内における故障等の維持管理（電気料金を除く）を行うものとする。また、維持管理に要する費用については、事業契約に含めるものとする。
- ② 点検・補修などについて、契約期間中、適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。また、点検補修にあたっては市内事業者を積極的に活用すること。
- ③ 機器の不具合等を発見したとき、又はその通報を受けたときは、速やかに状況を確認し、照明機器交換や補修工事等必要な対応を速やかに行うこと。
- ④ 機器の不具合が、故意または過失による損害、暴動による損害、原子力による損害、地震・噴火・津波による損害など、不可抗力によるもの以外の場合は、受託者の負担と責任において補修等の対応を行うものとする。

7. L E D照明機器の仕様

① 共通事項

- (ア) I S O 9 0 0 1 及び I S O 1 4 0 0 1 を取得している日本国内メーカーの製品とすること。
- (イ) 本市の道路照明に納入実績があるメーカーの製品とすること。
- (ウ) 電気用品安全法に基づく基準に適合していること。
- (エ) 照明器具の製造・販売の実績が20年以上あるメーカーの製品とすること。
- (オ) L E D照明器具の製造・販売の実績が15年以上あるメーカーの製品とすること。
- (カ) 製品に形式・ロットナンバーが明記され、管理がされていること。
- (キ) 製品に使用されているL E Dチップは、製造業者を明確にできること。
- (ク) フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策をしていること。
- (ケ) 定格寿命は60,000時間（光束維持率80%未満になった時）以上とし、安全な使用が可能であること。L E Dランプでの更新の場合定格寿命は40,000（光束維持率80%未満になった時）時間以上とすること。
- (コ) 光色は昼白色を原則とするが、電球色にも対応できる製品を使用すること。
L E Dランプについては電球色に加えてナトリウム色にも対応できる製品を使用すること。
- (サ) 灯具交換を基本とするが、デザイン灯などの特殊形状の箇所では本市との協議の上、ア～コを満たす仕様のランプによる交換も可とする。

② 道路照明灯

(ア) L E D道路・トンネル照明導入ガイドライン (案) (平成27年3月、国土交通省)

(以下「ガイド

ライン」という。) に適合する製品を使用すること。

(イ) 既存照明と同等程度の照度を確保することを原則とすること。

(ウ) 既存灯具に遮光機能 (遮光板、ルーバー機能等) が備わっている道路照明灯は、同様の機能を有すること。

(エ) 曲線型ポール及び直線型ポールのどちらにも取り付けが可能な兼用タイプなこと。

(オ) 角度可変機能 (0度から15度以上) を有すること。

(カ) 原則としてすべての箇所に落下防止策を講じること。

(キ) 器具光束は下記の数値以上の製品を使用すること。

(ク) 消費電力・重量は下記の数値以下の製品を使用すること。

数量	適合ガイドラインタイプ	器具光束	電力会社申請入力容量	質量
	- (生活道路灯)	2,300 lm 以上	19VA 以下	5.9kg 以下
	k,l	5,600 lm 以上	39VA 以下	5.9kg 以下
900	f,g,o	8,400 lm 以上	59VA 以下	5.9kg 以下
	a,b	11,000 lm 以上	78VA 以下	7.9kg 以下

8. 成果品

受託者は、以下に掲げる成果品を納品すること。(紙媒体及び電子記憶媒体により、各1部)

(1) 成果品一覧

- ① 道路照明等管理台帳 (エクセル: L E D照明への取替え後のものに限る。)
- ② 道路照明等管理台帳 (G I Sインポート用データ: L E D照明への取替え)
- ③ 本業務に関して必要な各種資料
- ④ その他本市との協議により必要とされたもの

(2) 納品場所

野田市土木部道路サービス課

9. 履行体制

受託者は、業務全般の管理、監督及び本市との連絡、調整を行う管理責任者を置くとともに、業務に関し十分な知識、経験を有する者をもって適切に業務を行うこと。

10. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- 1) 事業者は、仕様書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- 2) 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 事業期間中に事業者と市の関わり

事業者は、事業者の責により遂行され、市は契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 市と事業者との責任分担

1) 基本的な考え

事業契約内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として別表の「予想されるリスク分担表」（以下「分担表」という）によることとする。尚、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

11. 契約に関する事項

(1) 契約の変更

本案件にて、仕様書記載事項の変更があった場合は、その都度協議を行い、契約変更を行う。

12. 工事仕様

- (1) 契約後、工事計画を速やかに作成し、市と事前に調整をすること。
- (2) 取り外した灯具の取り扱いについては、市が方法を指定した場合は、それに従うこと。
- (3) 工事に係る瑕疵については契約に基づき、事業者の責任とすること。
- (4) 安全管理に十分配慮すること。

13. 工事計画

工事計画は、次の基準で作成すること。尚、具体的な工事計画については工事着手前に市と協議すること。

(1) 工事の優先順位

- 1) 既設の道路灯で故障が発生した箇所
- 2) 通学路及び通園路の箇所

- 3) その他、市が優先と判断した箇所
- (2) 工事方法
設置する本設備については、市の指定する方法、仕様等及び工事計画を遵守すること。

14. その他

- (1) 個々の機器の設置が完了した時点から使用の試行を開始する事とし、事業期間開始までに障害が発生した場合は、速やかに市に報告し、事業者の責において修復することとする。
- (2) 本事業において導入する機器類は、設置終了後から発注者の所有となることから、固定資産税は非課税とする。
- (3) 契約方法は債務負担行為とする。事業期間中の償却資産税は本事業に含めないものとする。
- (4) 履行の遂行にあたり、主たる部分以外の一部業務について、事業者が第三者に委託することを可能とする。(ただし、事前に再委託承諾申請書を市に提出すること。)

本事業の予想されるリスクと責任分担表

	リスクの種類	リスクの内容	負 担	
			発注者	事業者
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	事業内容の誤り	事業内容の履行が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合	○	○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の確保		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	保険	維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期		発注者の指示	○
周辺住民等の反対による事業の中止・遅延			○	○
設備導入に必要な許可等の遅延によるもの			○	○
受注者の事業放棄、破たんによるもの				○
計画・設計段階	不可効力	天災などによる設計変更・中止・遅延 (詳細は契約書による。)	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ(設計費に対し影響があるもの)	○	○
	設計変更	発注者の指示条件・指示の不備によるもの	○	
		受注者の指示・判断によるもの		○
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災など設計変更・中止・延期	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ(設計費に対し影響があるもの)	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保	○	○
	設計変更	発注者の指示・判断によるもの	○	
		受注者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・完成	発注者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延	○	
	工事遅延・完成	受注者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延		○
	工事費増大	発注者の指示、承諾による工事費の増大	○	
受注者の指示、判断によるもの			○	
性能	要求仕様不適合		○	

	リスクの種類	リスクの内容	負担	
			発注者	事業者
	一般的改善	引渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○
		引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
支払	金利	市中金利の変更		○
維持管理関係	設計変更	発注者の責による事業内容の変更	○	
		受注者が必要と考える計画変更		○
	立入許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	設計変更以外の要因による維持管理費の増大		○
	本設備の損傷	発注者の故意・過失または施設に起因する本設備の損傷	○	
		受注者の故意・過失による本設備の損傷		○
	施設損傷	受注者の故意・過失または本設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
	瑕疵担保	本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災など不可抗力による本設備の損傷	○	○
	本設備の不良	本設備が所定の性能を達しない場合		○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	